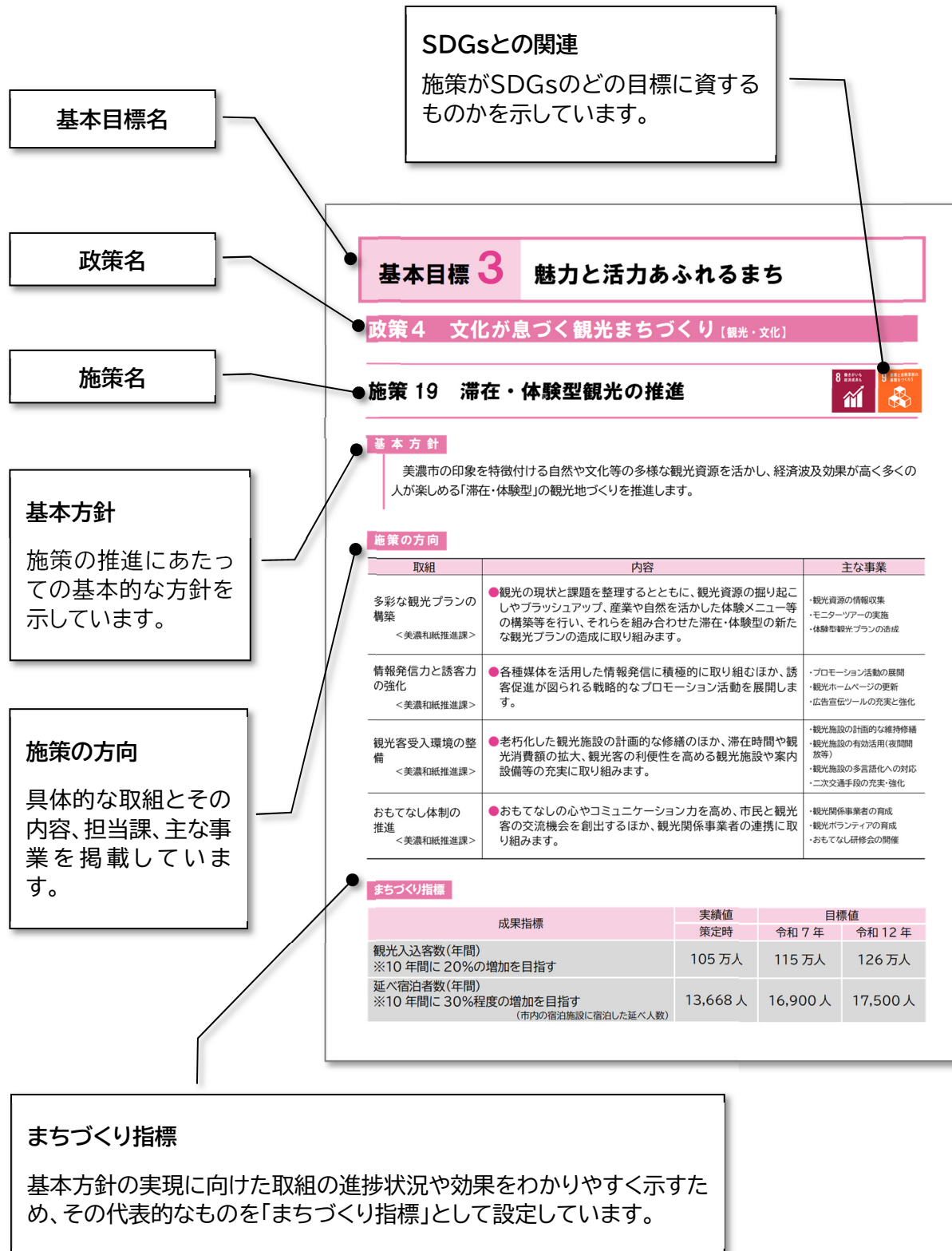


第 3 章 基本計画



【基本計画の見方】



■SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年の国連総会で決められた、2030年までに目指すべき17の目標のことです。

総合計画とSDGsとの結びつきを明らかにしながら取り組むことで、国際社会の一員として持続可能な社会の実現を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



アイコン	説明	アイコン	説明
	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		8 働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国家間の不平等を是正する

アイコン	説明	アイコン	説明
	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>		<p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>		<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>		<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

基本目標 1 健康でうるおいのあるまち

政策 1 生涯にわたって健康に暮らせるまちづくり【健康】

施策 1 健康づくりの推進



基本方針

市民一人ひとりが、自分の心身に関心を持ち、「自分の健康は自分で守る」という意識を高めるための啓発や食生活の改善等生活習慣の見直し・改善するきっかけとなる事業を展開し、健康寿命の延伸を目指します。また、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の重要性についての啓発・周知を実施します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
健康づくりに関する情報発信 ＜保健センター＞	● 講座の開催等、健康づくりに関する知識の普及を推進します。	・出前講座・健康講座の開催
健康文化交流センターを活用した健康づくり ＜福祉子ども課＞	● 健康文化交流センターを活用した活動を促進します。	・健康文化交流センターの活用
食育の推進 ＜保健センター＞	● 正しい食生活を身につけ、食育を推進し、生活習慣病や肥満予防の普及に努めます。	・食育・栄養に関する各料理教室の開催 ・食生活改善推進協議会の活動の推進
精神保健対策の推進 ＜保健センター＞	● 心の健康づくりに関して、市民の実態に即した支援策を充実させ、助け合い・支え合える環境づくりに努めます。	・心の健康相談の開催
受動喫煙対策の実施 ＜保健センター＞	● たばこを吸わない人(20歳未満・妊婦含む)をたばこの煙から守るため、分煙や禁煙を促進します。	・地域や職域、各団体が連携し、対策の実施
歯と口の健康に関する知識の普及 ＜保健センター＞	● 歯と口の健康に必要な知識を身につけるために情報提供を実施します。	・小学校での歯科指導
医療費適正化の推進 ＜高齢福祉保険課＞	● 医療費に対する認識を深め、医療費の抑制に努めます。	・ジェネリック医薬品 ^{※31} の推奨

※31 ジェネリック医薬品…後発医薬品のこと。先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が認められ、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて価格が安くなっている。

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
市民(成人)1人1日あたりの食塩摂取量 (出典:県民栄養調査)	男性 10.7g 女性 9.0g	男性 9.0g 女性 8.0g	男性 8.0g 女性 7.0g
肥満の人(BMI※ ³² 25.0 以上)の割合 BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	男性 25.1% 女性 15.4%	男性 23.0% 女性 13.5%	男性 21.0% 女性 11.0%
健康文化交流センター利用者数(年間)	—	20,000 人	22,000 人

※³² BMI…ボディ・マス・インデックスの略で、肥満の判定に用いられる体格指数のことをいう。体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で求めることができ、18.5 未満を「やせ」とし、25 以上を「肥満」とする。日本肥満学会では、最も疾病の少ない BMI22 を標準体重としている。

施策2 各種がん検診・健康診査・健康相談の推進



基本方針

早期発見・早期治療・重症化を予防するために、健(検)診の受診の効果的な啓発を行い、検診結果についての個別支援体制を強化します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
特定健康診査の受診率の向上 <高齢福祉保険課>	<ul style="list-style-type: none"> ●40歳以上の国保加入者を対象にメタボリックシンドローム※³³の該当者や予備群の早期発見、生活習慣病の進行・悪化を抑制する検査・指導を実施します。 ●実費で人間ドック等の検診を受診した国保加入者に、検診結果の情報提供を依頼します。 	・特定健康診査事業
若年者向け簡易健康診査の実施 <高齢福祉保険課>	<ul style="list-style-type: none"> ●20～39歳の国保加入者を対象に、自宅でできるネット検診サービス「スマホ de ドック」を実施します。 	・健康づくり推進事業
がん検診・健康診査の実施 <保健センター>	<ul style="list-style-type: none"> ●各種健(検)診を実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげます。 ●各種健(検)診の結果を踏まえ、改善、また、その後の健康づくりに向けて、必要な指導を実施します。 	・各種がん検診・健康診査の実施 ・健(検)診結果説明会の開催
国保ドック事業の実施 <高齢福祉保険課>	<ul style="list-style-type: none"> ●40歳以上の国保加入者で、年齢が節目となる人に対し、助成を実施します。 	・国保ドック助成事業
定期的な歯科検診の受診の促進 <保健センター>	<ul style="list-style-type: none"> ●歯と口の健康を保持するため、定期的な歯科検診の受診を推奨します。 	・8020 運動の実施 ・フッ化物塗布・フッ化物洗口の実施 ・妊婦歯科検診の実施

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
特定健康診査の受診率 (受診者÷40～74歳の国保加入者×100)	32%	60%	70%
国保ドックの受診率 (受診者÷節目年齢となる国保加入者×100)	15%	100%	100%
保健指導実施率(特定健診) (健診受診者のうち結果説明をした人の割合)	85%	90%	95%

※³³ メタボリックシンドローム…内臓のまわりに脂肪が蓄積している内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常・高血圧・高血糖といった生活習慣病の危険因子を2つ以上持っている状態のこと。

施策3 感染症対策の推進



基本方針

令和2年(2020年)に発生した新型コロナウイルス感染症は、新興感染症等に対する恒常的なリスクに対する備えの重要性を明らかにしました。市民への感染症に対する情報提供や正しい知識の普及啓発を進めるとともに、県や地域の医療機関と連携して、感染症の予防及び発生した際にまん延を防止し、迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
新たな感染症に対する情報収集と情報提供 <small><保健センター、総務課></small>	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな感染症について正しい情報の収集を行い、市民への適切な情報提供や予防のための啓発を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等の活用 ・美濃市防災・あんしんメールの活用 ・SNSの活用
関係機関との連携体制の充実 <small><保健センター、総務課></small>	<ul style="list-style-type: none"> ●疾病への対応と社会機能の維持に向け、関係機関との連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制の整備
感染拡大予防策への取組 <small><保健センター></small>	<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種の受診を推進します。 ●結核検診の受診を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の助成 ・結核検診の実施

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
新たな感染症の予防接種接種率	—	70%	70%
高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種接種率	50%	70%	70%
結核検診の受診率 <small>(感染症予防法に基づく対象者(65歳以上)のうち、受診をした人の割合)</small>	15%	25%	40%

施策4 医療体制の強化



基本方針

保健・医療・福祉の連携及び救急医療体制の充実を図ることで、市民が安心して医療を受けることができる体制を確保します。また、美濃病院と市内医療機関との連携を強化し、地域医療の充実を図ります。

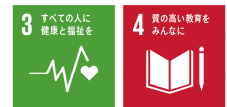
施策の方向

取組	内容	主な事業
地域医療の充実 ＜美濃病院、保健センター＞	●市民が適切で安定した医療サービスを受けることができるよう、地域の診療所や病院の連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の病院及び診療所との連携強化 ・在宅医療の実施、充実 ・病院施設及び医療機器の計画的な整備と更新
救急体制の充実 ＜美濃病院＞	●地域の診療所や高次医療機関との連携を強化し、救急医療提供体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・中濃消防組合との連携強化 ・各医療機関の機能に準じた役割分担の明確化及び救急医療提供体制の充実
医師、看護師等医療従事者の確保 ＜美濃病院＞	●岐阜大学病院等の医師派遣医療機関との連携の強化及び看護師の奨学金制度の活用により、医療に携わる人材を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師派遣医療機関との連携 ・看護師奨学金制度の実施 ・地域医療研修の実施 ・常勤医師確保対策の実施
保健・医療・福祉の連携 ＜美濃病院＞	●医療、介護サービス、在宅支援が一体的に提供される連携体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市、医療機関、介護事業所等の連携強化

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
常勤医数 (美濃病院の常勤医数)	8人	10人	12人

施策5 スポーツ活動の推進



基本方針

安全・安心にスポーツやレクリエーションを行うことができる環境整備を図り、市民の誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションの提供に努めます。また、スポーツ団体の支援や指導者の育成により、生涯スポーツの振興を図ります。

施策の方向

取組	内容	主な事業
競技・生涯スポーツの支援 ＜人づくり文化課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ大会、軽スポーツ※³⁴講習会等の開催により、市民がスポーツに参加できる機会の提供を実施します。 ●体育協会やスポーツ推進委員会、レクリエーション協会が開催する各種スポーツ教室等の支援を行い、各種スポーツの振興を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会出場者激励会の開催 ・市民大会、初心者向け教室等の開催 ・定期的な体力テストの実施
スポーツ団体と指導者の育成 ＜人づくり文化課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ少年団体験等の取組を支援するとともに、スポーツ団体や指導者の育成強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会種目団体やスポーツ少年団への助成金交付 ・スポーツ少年団体験入団の実施
スポーツ環境の整備 ＜人づくり文化課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心にスポーツやレクリエーション活動を行うことができるよう、スポーツ施設の整備、維持管理や器具の整備を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興備品整備事業

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
新たにスポーツに取り組む市民の人数(累計)	—	200人	400人
スポーツ少年団加入率(年間) ※10年間で10ポイントの増加を目指す	20%	25%	30%

※³⁴ 軽スポーツ…サッカーや野球等の一般的なスポーツと比べて、ルールも簡単で、体への負担も少ないため、老若男女問わず誰でも楽しめるスポーツ。グラウンド・ゴルフやボッチャ等多種多様な競技がある。

政策2 心身ともに健やかでいきいきと暮らせるまちづくり【福祉】

施策6 高齢者福祉施策の推進



基本方針

高齢者が心身ともに健康に過ごすことができるよう、健康づくりや介護予防に対する住民一人ひとりの意識を高めるとともに、生きがいつくりとして、高齢者の豊かな経験や知識を活かして活躍できる場や交流の場を提供します。

施策の方向

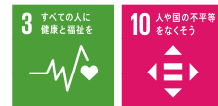
取組	内容	主な事業
包括的な総合相談支援体制の整備 ＜福祉子ども課、高齢福祉保険課＞	●子ども・障がい者・高齢者等の縦割りではなく、複雑化・複合化した市民の生活課題に対応するための総合相談体制を整備します。	・総合相談窓口の設置
生きがいつくりと自立した高齢者への支援 ＜高齢福祉保険課＞	●高齢者の社会参画による生きがいつくりを促進するとともに、介護予防や健康増進に向けた取組を推進します。 ●高齢者の生きがいつくりを支援するため、健康文化交流センターを活用し乳幼児から高齢者までの多世代交流を促進します。	・縁側コミュニティ※ ³⁵ 事業 ・一般介護予防事業 ・長寿・健康促進事業 ・シニアクラブ活動助成事業 ・シルバー人材センター運営補助金 ・健康文化交流センターの活用
高齢者福祉サービスの充実 ＜高齢福祉保険課＞	●日常生活支援や見守り等、地域と連携した在宅福祉サービスの充実を図ります。	・軽度生活援助(コミュニティサポート)事業 ・生活支援体制整備事業 ・生活支援配食サービス助成事業 ・徘徊高齢者等見守り事業
高齢者が安心して生活できる環境づくりの推進 ＜高齢福祉保険課＞	●住宅改修や高齢者向け住宅等、生活ニーズに応じた住環境づくりに努めます。	・高齢者向け住宅改修の相談体制の強化

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
縁側コミュニティ開催会場数(累計)	10箇所	20箇所	30箇所

※³⁵ 縁側コミュニティ…身近な居場所で地域の人が気軽に集まり、交流をする場所。高齢者を対象としてはじまった事業であるが、現在は子どもから大人まで誰でも気兼ねなく自由に集まり、地域のことを話し合ったり、お祭り等の交流の場所となっている。

施策7 地域包括ケアシステムの推進



基本方針

団塊の世代すべてが75歳以上になる令和7年(2025年)、団塊ジュニア世代が高齢期に入る令和22年(2040年)を見据え、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもち、心身の健康を維持増進し、幸せに暮らし続けられるまちづくりを目指します。

施策の方向

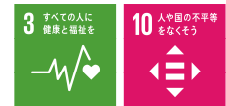
取組	内容	主な事業
地域包括ケアシステムの整備 ＜高齢福祉保険課＞	●地域の包括的な支援・サービス提供体制「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、地域包括支援センターの機能充実や地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携の強化等を推進します。	・在宅医療介護コーディネーターの設置 ・在宅医療・介護連携事業
介護予防の推進 ＜高齢福祉保険課＞	●心身の健康を維持増進し、介護が必要な状態になることなく、いきいきと人生を送ることができるよう、健康づくりと生きがいづくり、介護予防を推進します。	・一般介護予防事業(健幸いきいき教室、介護予防教室等の開催) ・介護予防・日常生活支援総合事業
暮らしを支える介護・介護予防サービスの推進 ＜高齢福祉保険課＞	●介護を必要とする人のニーズに対応した質の高い介護サービスの充実を図ります。 ●介護・介護予防サービスにおける多様な主体の育成や介護人材の確保に関する取組を推進します。	・生活支援コーディネーターの設置 ・協議体による地域の資源開発
認知症施策の総合的な推進 ＜高齢福祉保険課＞	●認知症の早期発見や認知症の発症を遅らせるための介護予防等の取組を推進します。 ●認知症の人やその家族を支援する各種支援体制の整備を推進します。	・認知症初期集中支援チームの設置 ・認知症予防教室の開催 ・認知症サポーター養成講座の開催

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
フレイル ^{※36} 予防や健康づくり教室参加者数(年間)	3,936人	4,100人	4,300人

※36 フレイル…加齢により、心身が老い衰えた状態のこと。早期に介入して対策を行えば元の健康な状態に戻る可能性がある。高齢者のフレイルは、QOL(生活の質)を落とすだけでなく、さまざまな合併症も危惧される。

施策 8 障がい児者福祉施策の推進



基本方針

障がいのある人がライフステージに応じた適切な支援が受けられるようにするとともに、障がいのある人もない人も、誰もが個性と能力を発揮することができるまちの実現を目指します。

施策の方向

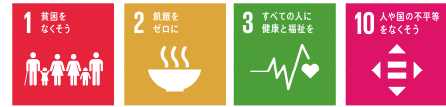
取組	内容	主な事業
包括的な総合相談支援体制の整備【再掲】 <福祉子ども課、高齢福祉保険課>	●子ども・障がい者・高齢者等の縦割りではなく、複雑化・複合化した市民の生活課題に対応するための総合相談体制を整備します。	・総合相談窓口の設置
人権の尊重と障がいへの理解・協働の促進 <福祉子ども課>	●障がいに対する理解促進や合理的配慮の考え方の普及を行うとともに、地域の多様な主体が相互に協働することができる仕組みづくりに取り組みます。	・広報や多様なメディアによる広報活動の推進 ・福祉教育の充実 ・成年後見制度※37利用支援事業
健康づくりと保健・医療体制の充実 <福祉子ども課、高齢福祉保険課>	●障がいのある人の健康維持・増進、障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見に向けた健康増進施策に取り組みます。 ●保健・医療・福祉の連携強化を図ります。	・健康知識の普及・啓発 ・こころの健康に関する相談の充実 ・障がい者医療の充実
障がい特性に応じた相談支援の推進 <福祉子ども課>	●障がい福祉サービス等の充実や、障がいのある人のライフステージ、障がい特性に応じた生活支援体制の構築を図ります。	・基幹相談支援センターの運営 ・障がい者相談支援事業 ・障がい福祉サービス、地域生活支援事業の充実 ・障がい児に対するサービスの提供
障がい児者の自立と社会参加の促進 <福祉子ども課>	●障がいのある人がスポーツや文化、芸術等さまざまな活動に社会参加できる環境づくりを図ります。 ●ことばや発育に心配のある子どもの教育・療育の充実を図ります。	・ひばり園における療育 ・障がい児保育の充実 ・就労支援体制の充実 ・スポーツ大会等への参加促進
安全・安心に暮らせる生活環境の整備 <福祉子ども課、高齢福祉保険課>	●ハード、ソフトの両面でのバリアフリー化の推進と、防犯・防災対策や災害時の安全を確保する体制を構築します。	・住宅のバリアフリー化の推進 ・緊急通報システムの整備 ・市政情報のバリアフリー化の推進 ・災害発生時の体制整備

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
障がいのある人で就労を希望した人のうち、就労している人の割合	79%	85%	90%

※37 成年後見制度…契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、認知症などにより判断能力が不十分な人を保護するための制度。

施策 9 地域福祉活動の推進



基本方針

市民一人ひとりがお互いの個性や多様性を認め合い、共に支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
包括的な総合相談支援体制の整備【再掲】 ＜福祉子ども課、高齢福祉保険課＞	●子ども・障がい者・高齢者等の縦割りではなく、複雑化・複合化した市民の生活課題に対応するための総合相談体制を整備します。	・総合相談窓口の設置
地域福祉に関する意識の高揚 ＜福祉子ども課、高齢福祉保険課＞	●地域福祉の重要性や地域共生社会について、情報発信や啓発を実施します。 ●福祉ボランティアや地域組織が行う地域の支え合い活動を支援、促進します。 ●情報発信の際には、情報バリアフリー化に配慮します。	・福祉講演会への協力 ・関係団体との連携
地域福祉ネットワークの強化 ＜福祉子ども課、高齢福祉保険課＞	●地域福祉に取り組む社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会やボランティア団体、NPO法人、事業者と行政の連携を強化します。	・関係団体との連携
ボランティア団体への支援と福祉活動を担う人材の育成 ＜福祉子ども課、高齢福祉保険課、総合政策課＞	●ボランティア団体への支援を行うとともに、地域で福祉を担う意欲のある人材、知識や経験を有する中核的な人材の育成を推進します。	・社会福祉協議会への支援 ・ボランティア団体、NPO法人への活動支援 ・認知症サポーター養成講座の開催
権利擁護の推進 ＜福祉子ども課、高齢福祉保険課＞	●認知症や障がいによって判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度等の利用を促進します。	・成年後見制度利用支援事業
避難行動要支援者への支援 ＜福祉子ども課、高齢福祉保険課、総務課＞	●地域における避難行動要支援者への支援体制づくりを促進します。	・避難行動要支援者対策

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
認知症サポーター養成講座の参加者数(年間) ※1年に 40 人の受講を目指す	19 人	40 人	40 人

施策 10 安定した社会保障の推進



基本方針

関係機関との連携により包括的な支援を充実することで生活に困窮している人に対し、適切な支援に努めます。また、市民が安心して暮らすための制度の適正な運営に努めます。

施策の方向

取組	内容	主な事業
生活困窮者の支援体制の充実 ＜福祉子ども課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会、民生委員・児童委員や地域住民、ハローワーク等と連携し、支援を必要とする世帯に対し、個々の状況に応じて迅速に対応できるネットワークの充実を図ります。 ●生活保護制度を適正に運用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業 ・住居確保給付金支援事業 ・民生委員・児童委員や関係機関との連携 ・生活保護の適正運用
生活困窮者への相談体制及び就労支援の充実 ＜福祉子ども課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用、住まい、教育等の生活全般に関わる相談に応じ、的確な相談や助言を行うため、民生委員・児童委員をはじめ、関係機関との連携を強化するとともに、就労支援の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業 ・住居確保給付金支援事業 ・ケースワーカーによる相談、訪問活動
国民年金制度の啓発 ＜高齢福祉保険課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携を強化し、国民年金制度への一層の理解促進を図るため、普及啓発や相談業務の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度の普及啓発 ・国民年金への加入促進と相談

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
生活困窮相談を受けた人のうち、自立または継続支援する割合	100%	100%	100%

施策 11 人権意識の高揚



基本方針

人権啓発活動や人権教育、人権問題に関する相談等の人権施策推進体制の充実を図り、市民の人権意識の高揚に努めます。

施策の方向

取組	内容	主な事業
人権についての正しい理解と認識を深める人権啓発活動の推進 ＜人づくり文化課、福祉子ども課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●人権に関する講演会の開催や人権啓発資料の作成、配布を行い、市民の人権意識の高揚を図ります。 ●学校・地域・家庭・職場その他あらゆる場を通じて、人権教育を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講演会(人権問題市民啓発講演会・人権啓発地区講演会・人権啓発講演会)の開催 ・人権週間の活動 ・人権教育推進協議会の活動 ・隣保館(美濃会館)事業
人権相談体制の充実 ＜福祉子ども課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●人権問題に関し、市民が安心して相談できる窓口や支援体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣保館(美濃会館)事業 ・人権擁護委員による人権相談窓口の開設
人権施策推進指針に基づく事業の推進 ＜福祉子ども課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●市の人権施策推進の指針となる「美濃市人権施策推進指針」に基づき、総合的な施策を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報、ホームページ、パンフレット等を活用した周知啓発 ・地域改善事業

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
人権に関する講演会の開催数(市民向け、企業向け)	4回	5回	6回

基本目標 2 子どもたちが誇りに思う輝くまち

政策 3 すべての子どもが豊かに育まれるまちづくり【子育て・教育】

施策 12 母子保健事業の推進



基本方針

各種支援制度を充実させ、周知を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたって、専門的知識を有するスタッフによる包括的な支援を実施します。

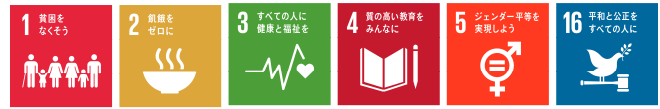
施策の方向

取組	内容	主な事業
妊娠から出産までの切れ目のない支援 ＜保健センター＞	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠を希望する人に対する不妊治療への助成を実施します。 ● 妊娠時における医療機関や助産院との連携による支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子母子手帳の推進 ・多職種による相談事業 ・妊婦・産婦健診の助成 ・不妊治療への助成 ・産後ケア事業
子どもの健全な発育への支援 ＜保健センター＞	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児期の各段階における健診を実施するとともに、保護者等に対する相談体制の充実を図ります。 ● 予防接種にかかる助成制度の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診実施事業 ・相談事業の実施 ・歯科指導・栄養指導の実施 ・予防接種への助成

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
電子母子手帳の登録率	—	100%	100%
相談事業(すくすくプレイルーム)参加率 (未就園児のうち相談事業(すくすくプレイルーム)に参加した人(実人数)の割合)	25%	27%	30%

施策 13 地域での子育て支援と 児童虐待防止の推進



基本方針

「切れ目のない妊娠・出産・子育て支援」の実現に向け、相談・支援の体制づくりの構築を推進します。地域で子育てに関する相談や交流ができるように、地域子育て支援拠点の運営の支援を実施します。また、子どもが虐待から守られる社会づくりへの取組を推進します。

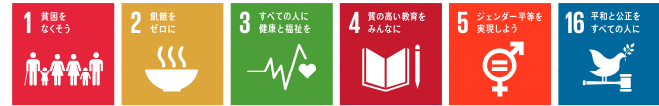
施策の方向

取組	内容	主な事業
包括的な総合相談支援体制の整備【再掲】 ＜福祉子ども課、高齢福祉保険課＞	●子ども・障がい者・高齢者等の縦割りではなく、複雑化・複合化した市民の生活課題に対応するための総合相談体制を整備します。	・総合相談窓口の設置
子育て世代包括支援センターによる支援の充実 ＜福祉子ども課、保健センター＞	●専門知識をもったスタッフが、妊娠、出産、子育てに関する相談に対応する「子育て世代包括支援センター」による支援の充実を図ります。	・子育て世代包括支援センターによる支援の充実
地域子育て支援拠点の利用促進 ＜福祉子ども課＞	●市内3箇所に整備した地域子育て支援拠点の利用を促進します。	・地域子育て支援拠点事業
子育て世帯への経済的負担の軽減 ＜福祉子ども課＞	●経済的不安の解消を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、経済的負担を軽減する支援を実施します。	・赤ちゃん紙おむつ支援事業
子育て世帯支援サービスの充実 ＜福祉子ども課＞	●共働き家庭の増加による保護者の負担軽減を図るとともに、子どもの放課後の居場所づくりを充実します。 ●保護者が安心して子育てするための各種子育て支援サービスの充実を図ります。	・留守家庭児童教室運営事業 ・病児病後児保育事業 ・ファミリーサポートセンター事業
ひとり親家庭の支援体制の充実 ＜福祉子ども課＞	●ひとり親世帯が安心して子育てができるよう、就労支援や経済的支援を実施します。	・児童扶養手当給付に関する事務
要保護児童・DV防止対策の充実 ＜福祉子ども課＞	●市、学校、保育所等の連携、地域の自治会や民生委員・児童委員、子ども相談センター、女性相談センター等関係機関との連携により、児童虐待等の早期発見・早期対応を行い、適切な支援を実施します。	・市要保護児童・DV防止対策地域協議会の活動 ・DV・虐待の未然防止、早期発見に向けた啓発 ・DV・虐待への対応

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
地域子育て支援拠点延べ利用者数(年間)	6,600人	6,600人	6,600人

施策 14 保育サービスの充実



基本方針

保護者が仕事と家庭生活の両立ができる環境を整備し、保育所や認定こども園に通う子どもたちが健やかに育つことのできる保育サービスの充実を図ります。多様なニーズを踏まえた子育て支援対策の充実を図り、支援が必要な子どもやその保護者にとって暮らしやすい環境を整備します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
保育所等を利用する保護者の経済的負担の軽減 ＜福祉子ども課＞	●非課税世帯等対象世帯への給食費の一部補助を実施します。	・保育所等給食費支援事業助成金
保育所等の環境整備、サービス向上に対する支援 ＜福祉子ども課＞	●保育所等の環境整備や運営に対する経費への支援を実施します。 ●保育所等において、特色ある活動や世代間交流、小学校との連携強化等の子どもの育ちを支援する教育・保育内容の充実を図ります。 ●未就園児で、一時的に子どもの面倒を見ることのできない保護者への支援を実施します。	・保育園整備費補助事業 ・地域保育センター活動費補助事業 ・一時預かり保育事業補助事業
子育て世帯支援サービスの充実【再掲】 ＜福祉子ども課＞	●共働き家庭の増加による保護者の負担軽減を図るとともに、子どもの放課後の居場所づくりを充実します。 ●保護者が安心して子育てするための各種子育て支援サービスの充実を図ります。	・留守家庭児童教室運営事業 ・病児病後児保育事業 ・ファミリーサポートセンター事業
保護者に対する就労支援 ＜福祉子ども課＞	●関係団体と連携し、ひとり親世帯の保護者に対する職業訓練等の支援を通じて、保護者の自立促進や就労支援を実施します。	・高等職業訓練促進給付事業

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
保育希望者への保育の割合(入所希望者の保育所等入所率)	100%	100%	100%

施策 15 教育基盤の整備



基本方針

適正な学校規模を考慮しつつ、校舎等の教育施設や設備の老朽化対策及び必要な整備・改善を図り、安全・安心な教育環境の整備を推進します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
学校の適正規模の研究と検討 ＜教育総務課＞	● 児童生徒数の推移を踏まえつつ、国や県の学校再編方針に基づき、本市における適正な学校規模の調査・研究に努めます。	・教育振興基本計画の推進
教育施設・設備の充実 ＜教育総務課＞	● 老朽化が進んでいる校舎等の教育施設や設備を計画的に整備します。	・小中学校施設改修事業 ・小中学校大規模改造事業
ICT教育環境の充実 ＜教育総務課＞	● 学校におけるICTを活用した授業がスムーズに行うことができるよう適切な保守等運営管理を行い、学力の定着と向上を推進します。また、リモート授業※38等が実施できる環境整備を推進します。	・GIGAスクール構想 ・ICT教育環境整備事業
安全・安心な学校給食の提供等 ＜教育総務課＞	● 学校給食センターでの徹底した衛生管理による調理とともに、食物アレルギー等に十分配慮した安全・安心な学校給食の提供に努めます。また、児童生徒の健康向上等を図るため、食育をより一層推進します。	・学校給食センター建設事業
安全なスクールバスの運行 ＜教育総務課＞	● 遠距離通学する児童生徒が利用するスクールバスの安全な運行に努めます。	・児童生徒送迎スクールバスの運行

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
教育施設の大規模改修率 (小中学校7校のうち大規模改修を実施した学校の割合)	14%	30%	70%

※38 リモート授業…スマートフォンやタブレット、パソコンを使って学校の授業をオンライン上で受けること。リアルタイムで受講でき、時間が決まっている同時双方向型の授業と、Web上に配信された教材を受講するオンデマンド型の授業がある。

施策 16 学校教育の充実



基本方針

自分の夢や目標を実現するために必要となる学力を高める教育、また、他者を思いやる力、違いを認めともに生きていこうとする力、望ましい人間関係を築く力を育てる教育を推進します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
基礎学力の向上 ＜学校教育課＞	●基礎的・基本的な力を身につけ、自ら考え、判断し、表現する力を育てる教育を推進します。	・少人数指導等教育推進事業
ICTを活用した教育の推進 ＜学校教育課＞	●Society5.0の社会を生き抜くための必要な力を育てるため、1人1台のタブレット端末を活用し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する教育を推進します。	・学習環境の整備 ・デジタル教科書の導入 ・ICT支援員の配置
ふるさと教育の推進 ＜学校教育課＞	●美濃市の人、自然、文化、歴史、伝統、産業を積極的に取り入れ、地域のよさを活かした教育を行うとともに、地域とともに特色ある学校づくりを推進します。	・子どもいきいき学校づくり事業 ・和紙教育推進事業 ・社会科副読本の作成 ・コミュニティスクール推進事業
児童生徒への一貫した支援 ＜学校教育課＞	●障がいのある児童生徒の乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制を構築するため、関係機関との連携、就学から小中学校における教育支援体制、特別支援教育、発達等に関する相談活動を充実します。 ●集団での生活が苦手な児童生徒の居場所づくりに取り組みます。	・市特別支援連携協議会の開催 ・小中学校特別支援員配置事業 ・心の相談員配置事業 ・ほほえみ登校推進事業
学校人権教育の推進 ＜学校教育課＞	●自分の人権を守り、他の人の人権を守ることができるよう、学校生活を通して同和問題をはじめとする人権についての知識を学ぶとともに、人権感覚を高めます。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。	・人権教育推進啓発事業 ・教職員人権教育指導力向上事業 ・市いじめ防止対策に関する条例
健康・安全教育の推進 ＜学校教育課＞	●進んで運動に親しみ、よりよい生活習慣を身につけ、健康で安全な生活を送ることができるたくましい心身を育む教育を推進します。	・歯磨き、フッ化物洗口実施 ・食に関する教育活動 ・食物アレルギー対応保護者説明会の開催 ・学校保健安全教育の実施

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
ICTを活用した授業時間の割合 (1週間に児童生徒がタブレットを活用した授業時間数(授業の一部に活用した場合を含む)/1週間の総授業時間数(タブレットの活用が困難な授業を除く)×100)	0%	100%	100%
教職員が人権教育を推進するための研修受講の割合	100%	100%	100%

施策 17 青少年健全育成の推進



基本方針

青少年の健やかな成長を家庭・学校・地域等が連携して見守ることができる環境づくりを進めるとともに、青少年を見守る担い手の養成や育成に努めます。

施策の方向

取組	内容	主な事業
地域における体験機会の充実 ＜人づくり文化課＞	● 青少年が主体的に地域づくりに参画できるよう、地域におけるさまざまな体験・経験を積む機会を充実します。	・青少年健全育成市民のつどいの開催 ・わたしの主張美濃市大会の開催
青少年が健やかに育つ社会づくり ＜人づくり文化課＞	● 学校、警察、少年補導センター等、地域の連携による地域ぐるみの非行防止活動に努めます。	・青少年健全育成を考えるつどいの開催 ・青色防犯パトロールの実施
放課後等における子どもたちの居場所づくり ＜人づくり文化課＞	● 学校・家庭・地域が連携して子どもたちが多様な体験・活動ができる居場所づくりを充実します。	・放課後子ども教室の開催 ・土曜の教育活動の開催
幼保園・学校における家庭教育の推進 ＜人づくり文化課＞	● 家庭教育についての講座等を開催し、子どもがいる家庭における教育活動を支援します。	・PTA活動への支援 ・乳幼児家庭教育学級の開催 ・家庭教育学級の開催

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
青少年健全育成市民のつどいの一般参加者数(年間) ※10 年間に 100 人を目指す	10 人	50 人	100 人

施策 18 生涯学習活動の推進



基本方針

市民が豊かでゆとりのある充実した人生を送り、学びを通して自己実現を図るため、市民のライフステージに合わせた多様な生涯学習の提供と学習環境の充実を図ります。

施策の方向

取組	内容	主な事業
生涯学習の振興 ＜人づくり文化課＞	● 公民館の生涯学習講座等の各種事業を開催するとともに、活動を行う市民団体を支援し、市民の生涯学習の振興を図ります。	・各種生涯学習講座等の開催
図書館事業の充実 ＜人づくり文化課＞	● 図書館において、蔵書の充実やレファレンスサービス※39の向上、企画展等の開催等を推進します。 ● 読書活動の推進と読書活動団体の育成を実施します。	・図書の充実 ・子どもの読書活動の推進
生涯学習施設の充実 ＜人づくり文化課＞	● 生涯学習の拠点である公民館や生涯学習センター、図書館の施設・設備の充実を図ります。	・老朽化施設の改修
梅山大学の活性化 ＜人づくり文化課＞	● 高齢者に生涯学習の機会を提供し、生きがいある生活を送れるよう支援します。	・高齢者学級「梅山大学」の開校

まちづくり指標

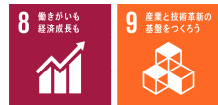
成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
各公民館生涯学習講座への参加者数(年間)	10,047 人	10,000 人	10,000 人
市民一人あたりの図書貸出冊数(年間) ※5年間で県平均を、その5年後は前期計画期間の増加率を目指す	4冊	5冊	6冊

※39 レファレンスサービス…図書館が行う利用者サービスの一つ。必要とする文献や参考図書についての問い合わせに応じたり、検索に協力したりするサービス。

基本目標 3 魅力と活力あふれるまち

政策 4 文化が息づく観光まちづくり【観光・文化】

施策 19 滞在・体験型観光の推進



基本方針

美濃市の印象を特徴付ける自然や文化等の多様な観光資源を活かし、経済波及効果が高く多くの人を楽しめる「滞在・体験型」の観光地づくりを推進します。

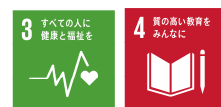
施策の方向

取組	内容	主な事業
多彩な観光プランの構築 ＜美濃和紙推進課＞	●観光の現状と課題を整理するとともに、観光資源の掘り起こしやブラッシュアップ、産業や自然を活かした体験メニュー等の構築等を行い、それらを組み合わせた滞在・体験型の新たな観光プランの造成に取り組みます。	・観光資源の情報収集 ・モニターツアーの実施 ・体験型観光プランの造成
情報発信力と誘客力の強化 ＜美濃和紙推進課＞	●各種媒体を活用した情報発信に積極的に取り組むほか、誘客促進が図られる戦略的なプロモーション活動を展開します。	・プロモーション活動の展開 ・観光ホームページの更新 ・広告宣伝ツールの充実と強化
観光客受入環境の整備 ＜美濃和紙推進課＞	●老朽化した観光施設の計画的な修繕のほか、滞在時間や観光消費額の拡大、観光客の利便性を高める観光施設や案内設備等の充実に取り組みます。	・観光施設の計画的な維持修繕 ・観光施設の有効活用(夜間開放等) ・観光施設の多言語化への対応 ・二次交通手段の充実・強化
おもてなし体制の推進 ＜美濃和紙推進課＞	●おもてなしの心やコミュニケーション力を高め、市民と観光客の交流機会を創出するほか、観光関係事業者の連携に取り組みます。	・観光関係事業者の育成 ・観光ボランティアの育成 ・おもてなし研修会の開催

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
観光入込客数(年間) ※10 年間に 20%の増加を目指す	105 万人	115 万人	126 万人
延べ宿泊者数(年間) ※10 年間に 30%程度の増加を目指す (市内の宿泊施設に宿泊した延べ人数)	13,668 人	16,900 人	17,500 人

施策 20 文化・芸術活動の推進



基本方針

市民が心豊かでうるおいのある暮らしができるよう、文化芸術の振興を図るとともに、伝統文化・芸術・芸能の保存と活用を進め、豊かな文化力と魅力ある地域づくりを推進します。

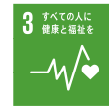
施策の方向

取組	内容	主な事業
市民の文化力の向上 ＜人づくり文化課＞	●NPO等の文化芸術活動団体の事業を促進するために、団体等の育成及び支援を推進します。また、文化会館、健康文化交流センター等における文化・芸術事業の開催を促進します。	・文化芸術活動団体支援事業 ・文化会館運営事業 ・健康文化交流センターの活用 ・芸術文化協働推進事業
市美術展の開催 ＜人づくり文化課＞	●多くの作品の出展が得られる美術展を開催し、市民の文化力向上を図ります。	・市美術展の開催
ふるさと教育(美濃学)の推進 ＜人づくり文化課＞	●市内の伝統的な祭りや風習、文化・芸術を後世に引き継いでいくため、市民がふるさとを学ぶ機会を提供するとともに、伝統文化・芸術を保存・継承する後継者の育成に努めます。	・伝統文化・芸術に関する教育の実施

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
市民・地域団体等との協働により音楽やパフォーマンスを行う芸術文化協働推進事業等への参加者数(年間) ※5年間ごとに10%の増加を目指す	836人	950人	1,050人
美術展への出展者数 ※会場の最大出展者数を目指す	119人	150人	150人
健康文化交流センター利用者数(年間)【再掲】	—	20,000人	22,000人

施策 21 文化的景観の保全



基本方針

うだつの上がる町並みの修理・修景事業を推進するとともに、伝統的建造物等の件数を増やし、その周辺地域の歴史的建造物と祭礼を一体的に捉え、歴史的風致の維持向上を図ります。また、さまざまな歴史・文化等により醸し出される本市固有の歴史的な景観を活かしたまちづくりを推進します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
重要伝統的建造物群保存地区内建造物の修理・修景 ＜人づくり文化課＞	●重要伝統的建造物群保存地区内における建造物について、保存すべき伝統的建造物等の追加特定を行うとともに、修理費等の一部を補助し、地区内の保全を図ります。	・重要伝統的建造物群保存地区補助事業
重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の保護 ＜人づくり文化課＞	●重要伝統的建造物群保存地区内の保存の同意を得られていない伝統的な建造物の同意を得ることに努め、積極的に保存を実施します。	・重要伝統的建造物群保存地区保存計画の見直し
歴史的風致維持向上計画に基づく事業の推進 ＜人づくり文化課、都市整備課＞	●歴史的風致を維持向上させるため、その保存及び活用方法を検討し、関連する施設等の整備や祭礼の保存・活用を進め、歴史的景観を保全します。	・歴史的風致維持向上計画の実施
景観計画に基づく自然や歴史を活かした景観の創出 ＜人づくり文化課、都市整備課＞	●市内の自然、歴史文化、文化的景観の保全に努め、本市らしい景観の創出を図ります。	・景観重点区域の指定

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
重要伝統的建造物群保存地区内修理・修景事業の実施件数(累計)	144 件	170 件	195 件
歴史的風致形成建造物の指定件数(累計)	2 件	5 件	12 件
景観重要建造物・樹木の指定件数(累計)	0 件	2 件	4 件

施策 22 文化財の保護・継承



基本方針

市民共有の財産である文化財の保護・伝承を推進するとともに、市民の郷土理解、文化力の向上、後継者の育成に努めます。また、本市の歴史文化の理解を深めるための学習機会を創出します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
指定文化財の保存・継承の推進 ＜人づくり文化課＞	● 後世の市民のために、指定文化財の保存・継承を推進します。	・指定文化財保存整備事業
文化財保護活用団体の育成・支援 ＜人づくり文化課＞	● 歴史文化を保護・活用する団体の育成及び支援により、市民の郷土理解と文化力向上を図ります。	・文化財保護活用団体育成・支援事業
伝統文化や伝統技術の保存会育成と後継者への支援 ＜人づくり文化課、美農和紙推進課＞	● 伝統文化や伝統技術を継承する団体を支援することで、後継者の育成に努めます。	・伝統文化及び伝統技術における後継者育成事業
歴史文化を学ぶ場の創出 ＜人づくり文化課＞	● 各種文化財の公開・活用を通して市民が文化を学ぶ機会を創出し、本市の歴史文化に対する理解を高めます。	・市文化財展の開催 ・ふるさと教育の推進
埋蔵文化財の調査・保護の推進 ＜人づくり文化課＞	● 埋蔵文化財発掘調査を実施し、市民の貴重な財産である文化財の保存・活用を図ります。	・埋蔵文化財発掘調査の実施

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
伝統文化・文化財等を保存・活用する団体数(累計)	5団体	7団体	9団体
文化財展や公民館での伝統文化・文化財を学ぶ講座等の開催回数(年間)	4回	6回	9回

政策5 豊かな産業を次代に引き継ぐまちづくり【農業・林業】

施策23 生産基盤の整備と農業を支える人材育成の推進



基本方針

農業に関する環境整備や人材育成を図ることで、安定的かつ持続可能な農業経営を目指します。

施策の方向

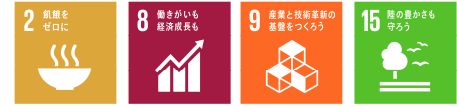
取組	内容	主な事業
農地の有効活用 ＜産業課＞	●市内の優良農地を確保・保全するとともに、担い手農家への利用集積を図ることで、農地の減少防止と耕作放棄地の削減を図ります。	・農地中間管理事業 ・耕作放棄地対策事業
周辺環境の整備 ＜産業課＞	●農業が継続できる農業用施設の整備、及び鳥獣被害防止対策の実施により、農業の持続化を図ります。	・農業用水路等の改修、整備 ・水路・農道等の長寿命化 ・多面的機能発揮促進事業 ・鳥獣被害防止対策事業
農業従事者の育成・支援 ＜産業課＞	●農業従事者の高齢化が急速に進展するなか、持続可能な力強い農業を実現するため、認定農業者 ^{※40} の育成・支援や新規就農者を増加させるための取組を推進し、近年、減少傾向にある農業従事者数の現状維持を図ります。	・新規就農者の確保・育成

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
農業従事者数(販売農家)(年間) ※現状維持を目指す (農林業センサスから推計)	278人	278人	278人
新規就農者数(累計) (親元就農含む新規就農者数)	0人	2人	5人
認定農業者数(年間) ※現状維持を目指す	9人	10人	10人
担い手の農地利用集積面積(累計)	7ha	12ha	14ha

※40 認定農業者…農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者。農地利用・資金面等の支援を受けることができる。

施策 24 農業の振興と豊かな農村づくりの推進



基本方針

地元農産物の販売と特産物の普及により、地産地消の拡大と「食」の付加価値の創出を目指します。また、農業に関する講習会の開催により、人と環境にやさしく、安全で安心な農産物の生産と農業人口の確保に取り組みます。

施策の方向

取組	内容	主な事業
直売所の充実 ＜産業課＞	●消費者と農業者をつなぎ、発展させる場として、直売所の充実に努めます。	・道の駅美濃にわか茶屋・みちくさ館の充実
生産者の生産履歴導入促進、農産加工品の衛生管理の促進 ＜産業課＞	●人と環境にやさしく安全で安心な農産物の提供を推進します。	・道の駅美濃にわか茶屋・みちくさ館の組合員を中心とした講習会等の実施
農産物のブランド化 ＜産業課＞	●美濃市のブランド農産物の生産性と販売力を高め、美濃市ならではの農産物の開発を促進します。	・産学官が連携した農産物ブランド(仙寿菜)の促進 ・新たな農産物ブランドの発掘
地産地消の推進 ＜産業課＞	●市内直売所での農産物販売や学校給食への地場産品の導入により、地産地消を推進します。	・学校給食地産地消推進事業
6次産業化の取組 ＜産業課＞	●地域資源を活用し新たな付加価値の創造により、所得の向上や雇用の確保につなげます。	・6次産業化事業
世界遺産の保全と継承の推進 ＜産業課＞	●世界農業遺産である「清流長良川の鮎」と世界かんがい施設遺産である「曾代用水」の保全と継承を推進します。	・世界遺産推進事業
家畜伝染病防疫体制の強化 ＜産業課＞	●口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病に、迅速な対応ができる防疫体制の強化を図ります。	・畜産防疫対策支援事業

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
GAP取組農家戸数(累計) (ぎふ清流GAP※41に取り組む農家) GAP:農業生産工程管理	0件	2件	4件
6次産業化新規取組数(累計) (農業生産者が製造、販売までの新たな付加価値を生み出す取組数)	0件	2件	4件

※41 ろく清流GAP…GAP(Good(良い)・Agricultural(農業)・Practice(実施))は、農林水産省では「農業生産工程管理」と訳され、食品安全、環境保全、労働安全等の観点から、農業生産工程に潜むリスクを管理し、持続的に農業を行うための取組。ぎふ清流 GAP 評価制度は、「食品安全」「環境保全」「労働安全」等についての農場の運営システムや手法を点数評価し、生産者が取り組みやすく、かつ上級グレードの国際水準GAPを目指す制度として、令和2年 11 月から運用を開始した。評価点数が一定水準を満たす生産者はロゴマークが使用でき、消費者へのPRが可能となる。

施策 25 林業の振興と持続可能な森林経営管理の推進



基本方針

自然環境保全や災害防止等、多面的な機能を有する森林の整備と持続的な林業・木材産業の振興を図るため、林道等の整備や計画的な森林整備を推進します。また、国・県及び県立森林文化アカデミーや事業者等との連携を図り、担い手の育成や間伐材等の有効活用、健全な森林の維持管理を促進します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
人工林の施業集約化と間伐重点実施 ＜産業課＞	●適切な管理が行われていない人工林の管理・整備を促進し災害に強い森林づくりを図るため、施業の集約化を進め、区域を設定した上で間伐の重点実施を推進します。	・間伐実施確保対策事業 ・森林経営管理事業
里山・奥山等環境林の再生整備 ＜産業課＞	●快適でうるおいある生活環境を創出するため、集落周辺の里山や水源となる奥山等環境林の再生整備を推進します。	・環境保全モデル林事業 ・里山林整備事業
野生生物共生林整備の促進 ＜産業課＞	●農作物や人的な被害防止のため、人と野生動物の棲み分けができる森林づくりを推進します。	・里山林整備事業
林道の整備・維持管理の推進 ＜産業課＞	●災害等の被害で林道が使えなくなることがないように、定期的な点検整備を実施します。	・林道の改修や面的整備、長寿命化
林業とのふれあいの促進と担い手育成 ＜産業課＞	●事業者等との連携による市民向けの木育 ^{※42} や森づくり活動を実施し、林業に対する理解を深めるとともに、林業の担い手となる森林技術者の確保・育成を進めます。	・環境保全モデル林事業 ・木のものづくり拠点施設の活用 ・森林経営管理事業
森の環境づくり推進委員会の体制強化 ＜産業課＞	●森の環境づくり推進委員会の体制強化により、森林を取り巻くさまざまな課題や森林の整備方針についての研究を推進します。	・森林経営管理事業 ・岐阜県地域森林管理士活用事業

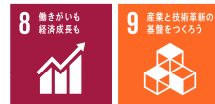
まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
間伐実施面積(累計) ※放置民有人工林約 1,500ha を 30 年サイクルで整備を進める (年を経て過密になった樹木の間引き)	50ha	250ha	500ha
森林技術者数(年次) (市内林業経営体の技術者数)	25 人	26 人	27 人

※42 木育…子どもをはじめとするすべての人々が、木の良さやその利用の意義を学ぶ木材利用に関する教育活動で、木や森林に対する豊かな心を育む。

政策6 活力とにぎわいあふれるまちづくり【商業・工業】

施策26 商業・サービス業の活性化



基本方針

地域の特色を活かした、魅力ある商業の振興を促進します。消費者ニーズに合った個性的で魅力ある店舗づくり等商店経営の充実を促進するとともに、さまざまな関係者との連携のもとで、地域に根付いた商業・サービス業の振興を図ります。

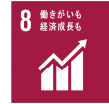
施策の方向

取組	内容	主な事業
商業・サービス業の振興 ＜産業課＞	● 商店及び商業団体への支援を通じて、市内商業の活性化を進め、商品販売額の増加を図ります。	・ 中心市街地の活性化推進 ・ 俵町商店街振興組合補助事業
商業・サービス事業者への支援 ＜産業課＞	● 中小事業者や個人事業主に対し、経営等の支援を実施します。また、新規出店、後継者の育成、事業承継への支援を行います。	・ 商業振興支援の充実 ・ 商工会議所事業への支援 ・ 美濃市中心市街地活性化空き店舗等改修事業
地域における買い物への支援 ＜産業課＞	● 日常の買い物に困ることのないよう、地域の商店等の経営を維持するための支援を実施します。	・ 地域ふれあい商店支援事業
最新技術を活用した商業・サービス業の活性化 ＜産業課＞	● AI、IoT・ICT等を活用した新たな販売形態の導入や地域通貨・地域ポイント事業の導入の検討等、今までにない技術の利活用を促進します。	・ 新しい時代やさまざまな環境変化を見据えた事業継続への支援

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
商品販売額増加率 ※10年間に10%の増加を目指す (経済センサス活動調査による) (策定時:実績値:27億8,600万円)	—	5%	10%

施策 27 工業の振興



基本方針

製造業を中心とした市内工業の技術力や開発力を発揮し安定した経営が図れるよう、さまざまな関係者との連携のもとで、工業の活性化を図ります。

施策の方向

取組	内容	主な事業
工業の活性化支援 <産業課>	● 中小企業の販路開拓、製品の輸出振興、技術力の維持・発展等を支援し、市内企業の競争力を強化し製造品出荷額の増加を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 産学官連携ネットワークの構築 ICT等の新技術・新製品の開発・導入の支援 商工会議所等との連携強化 他産業との交流促進 市内企業への新たな支援施策の検討
労働環境の充実 <産業課>	● 働き方改革 ^{※43} 、テレワーク ^{※44} 等を推進し、働きやすい環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 働きやすい環境づくりの支援 各種セミナーの開催等研修の充実や情報提供
中小企業・個人事業主への支援 <産業課>	● 中小企業や個人事業主に対し、経営支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 小口融資貸付支援事業 商工会議所事業への支援

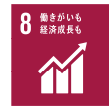
まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
製造品出荷額増加率 ※10 年間に 10%の増加を目指す(工業統計調査による) (策定時実績値:136 億 7,400 万円)	—	5%	10%
新分野進出企業数(累計) (地域経済牽引企業数)	1社	2社	4社

※43 働き方改革…働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革。長時間労働の是正や、正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消といった取組がある。

※44 テレワーク…情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

施策 28 企業誘致の推進



基本方針

若者の定住を促し、市全体の経済力を高める取組として企業誘致を積極的に進め、新たな産業集積を図ります。特に、時代のニーズに応えられる企業や先端技術を持つ企業の誘致を推進することで、市の経済の活性化につなげます。

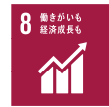
施策の方向

取組	内容	主な事業
企業誘致促進 ＜産業課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●時代のニーズに応えられる企業や先端技術を持つ企業の誘致を推進します。 ●企業誘致のための土地の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場誘致奨励金事業 ・新たな工業団地等工業用地の確保

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
企業誘致面積(累計) ※10 年間に 20ha を目指す	1ha	10ha	20ha

施策 29 労働力人口の獲得と就労支援の充実



基本方針

商工会議所、ハローワーク等関係機関と連携を強化し、労働力人口の減少に歯止めをかけるとともに新たな雇用の確保に努めます。また、若者や高齢者、障がい者、外国人、女性等、誰もが能力を活かし、安心して働くことができる社会を目指します。

施策の方向

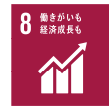
取組	内容	主な事業
求人・求職活動の支援 ＜産業課＞	<ul style="list-style-type: none"> ● 求人情報のホームページへの掲載や会社説明会、高等学校訪問、各種セミナー等を開催し、求人企業、求職者へ情報提供を実施し、企業に必要な人員数が確保できるように支援します。 	・雇用対策事業
働きやすい環境づくりの支援 ＜産業課＞	<ul style="list-style-type: none"> ● セミナー等を開催し、職場環境改善に対する意識啓発を実施します。また、個別に相談できる窓口を開設し、企業の問題解決の支援を実施します。 ● 働き方改革を進め、働きやすい職場環境を推進し、優秀な人材の確保と定着、従業員の意欲や生産性の向上、仕事の進め方の見直しによる効率化を推進します。 ● 職場を疲労やストレスを感じることの少ない快適で安心して安全なものとなるよう推進します。 	・市商工業振興事業補助制度 ・働き方改革の取組の情報提供
勤労者や離職者の生活安定のための融資等の支援 ＜産業課＞	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の勤労者に対し、生活に必要な資金を融資することにより、生活安定と福祉向上を図ります。 	・市勤労者生活資金融資制度
中小企業者の経営安定支援 ＜産業課＞	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業者に対し、必要な資金を融資することにより、経営の安定化を図ります。 	・小口融資制度、小規模企業設備資金利子補給制度
女性、外国人等、多様な人材の活躍促進 ＜産業課、福祉子ども課、高齢福祉保険課＞	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がい者、女性、外国人等、多様な人材が活躍できる環境づくりのための情報提供を実施します。 	・求人情報の提供 ・ハローワーク巡回相談

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
SDGs 推進企業※45 ※10 年間に 25 社を目指す	4 社	9 社	25 社

※45 SDGs 推進企業…持続可能な地域づくりを進めるため、岐阜県が設置している「清流の国ぎふ」SDGs 推進ネットワーク」に入会した企業。

施策 30 美濃和紙の保存と伝承



基本方針

伝統産業であり伝統技術の結晶でもある「美濃和紙」を後世に守り伝えるため、その担い手である生産者(団体等)の支援と後継者の育成を目指します。

施策の方向

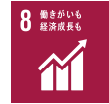
取組	内容	主な事業
手すき和紙生産者の支援と後継者育成 <美濃和紙推進課 人づくり文化課>	●美濃手すき和紙協同組合や本美濃紙保存会等の組織強化や活動支援のほか、手すき和紙技術を習得しようとする人材の発掘や、手すき和紙後継者への技術的な支援等に取り組みます。	・生産団体等の活動に対する支援 ・基礎スクール、技術研修会等の開催 ・手すき和紙後継者への奨励金の交付
手すき和紙の原材料や用具類の安定供給 <美濃和紙推進課 人づくり文化課>	●岐阜県や大子那須楮保存会※46等と連携し、手すき和紙の製造に欠くことができないコウゾ等の原料の安定供給に取り組むほか、簀桁等の用具製作者の育成支援等に取り組みます。	・美濃手すき和紙原料購入に対する資金貸付 ・手すき和紙用具製作後継者への奨励金の交付

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
美濃手すき和紙協同組合組合員数 (美濃手すき和紙協同組合に加入する組合員数)	18 人	21 人	25 人
本美濃紙保存会后継者数 (本美濃紙保存会の研修生の人数(紙すき・用具職人の人数))	13 人	13 人	13 人

※46 大子那須楮保存会…茨城県大子町にある団体。楮生産農家の後継者育成、計画的な植栽や管理、表皮取り加工等の技術の伝承、そして和紙産地への安定供給など多くの課題を克服することを目的に、平成 28 年(2016 年)に設立された組織。本美濃紙には、最高級の「大子那須楮」が使用されている。

施策 31 美濃和紙を核とした地域の活性化



基本方針

ユネスコ無形文化遺産に登録された本美濃紙を象徴とする「美濃和紙」のブランド力を活かし、和紙産業や関連産業の振興を図るとともに、観光誘客の増加を図り地域経済の活性化を目指します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
美濃和紙産業の振興 ＜美濃和紙推進課＞	●美濃和紙を用いた新商品開発等の支援を行うとともに、美濃和紙ブランドを活用した販路開拓、プロモーション、情報発信等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・美濃和紙ブランド価値向上研究会の開催 ・新商品開発に対する補助金の交付 ・トップセールスによる海外 PR ・国内外イベントへの参加と PR
和紙の里の環境整備 ＜美濃和紙推進課＞	●美濃和紙の里会館を中核とし、地域に点在する生産拠点や歴史的建造物等の連携を図り、「和紙の里」の魅力向上と国内外からの誘客促進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・美濃和紙の里会館の機能強化 ・紙屋・川屋等拠点施設の整備と活用

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
美濃和紙ブランド協同組合売上高(年間) (美濃和紙ブランド協同組合の加入事業者の年間売上高合計)	80 億円	81 億円	82 億円

基本目標 4 安全・安心なまち

政策 7 うるおいある便利で快適なまちづくり【住環境】

施策 32 安全な水道水の供給と安定経営



基本方針

安全な水源の確保に努めるとともに、計画的に施設や管路の耐震化、更新等を行い、災害対策の強化を図ります。また、有収率の向上等効率化を推進し、さらなる経営の健全化を目指します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
水道施設及び管路の耐震化 ＜上下水道課＞	●災害対策の充実及び老朽化対策を図るため、水道事業ビジョンに基づき、計画的に施設及び管路の耐震化を推進します。	・調整池、ポンプ棟、配水池耐震補強事業 ・緊急遮断弁設置事業 ・管路耐震化整備事業
水道料金の見直しの検討 ＜上下水道課＞	●老朽化した施設や管路の維持管理・更新費用の中長期的投資に対応するため、水道事業経営戦略に基づき、適正な料金の確保を目指します。	・水道事業経営戦略の推進 ・経営の効率化の推進

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
上水道有収率 (年間使用水量÷年間給水量×100)	71.0%	85.0%	90.0%
上水道当該年度分年間収納率 (収入額÷調定額×100)	98.3%	100.0%	100.0%

※上水道有収率:配水池から配った水量のうち、家庭等で使用された水量の割合

施策 33 衛生的で快適な住環境



基本方針

公共水域の水質を守り、水生生物の保全と自然との共生を図るため、下水道整備を推進し、衛生的で快適な住環境の整備を図ります。また、下水道事業におけるさらなる経営の効率化を推進します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
下水道施設の適切な整備促進 ＜上下水道課＞	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水処理場においては、長寿命化対策に係る計画を策定し、農業集落排水処理施設においては、農業集落排水施設最適整備構想に基づき、予防安全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築等を推進します。 ● 区域及び管渠の検討を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画の策定 ・右岸・左岸・長瀬各処理施設の更新 ・農業集落排水処理(6施設)施設の更新
不明水の削減による処理場の運転コストの縮減 ＜上下水道課＞	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道施設に排水以外の不明水が流入する等して処理設備や処理費用に負担がかかっているため、計画的な施設の更新を図り、安定した処理を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水管渠の修繕
公共下水道・農業集落排水事業の公営企業法適用化 ＜上下水道課＞	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度(2023年度)までに公営企業会計への移行が義務づけられたことに伴い、適切な移行事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法適用化
公共下水道・農業集落排水使用料の見直しの検討 ＜上下水道課＞	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営企業法適用化を受けて、経営の効率化を推進し、経営戦略に基づく施設、設備の耐震化・更新等を含めて財政収支計画を策定し、適正な料金の確保を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法適用化 ・財政収支計画の策定 ・経営の効率化の推進
公共下水道・農業集落排水汚泥の処理方法の検討 ＜上下水道課＞	<ul style="list-style-type: none"> ● 汚泥の処理に関して、今後、増加する処理コストを考慮し、近隣市町との共同処理や新たなリサイクル方法等を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥処理方法の検討

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
公共下水道・農業集落排水有収率 (有収水量÷年間汚水処理水量×100)	79.9%	85.0%	90.0%
公共下水道・農業集落排水当該年度分年間収納率 (収入額÷調定額×100)	99.1%	100.0%	100.0%

※公共下水道・農業集落排水有収率:処理した汚水量のうち、家庭等から流された汚水量の割合

施策 34 生活道路の整備



基本方針

市民生活に身近な道路について、地域の実情を踏まえつつ、すべての市民が安全に安心して利用できる環境を整備します。また、市民との協働により市道の適正な維持管理と快適な環境の整備を推進します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
市道道路改良の推進 ＜土木課＞	●市の道路計画や自治会からの要望等を踏まえ、生活道路の整備を推進します。	・須原・上河和線道路改良事業 ・大矢田48号線道路改良事業 ・笠神・丸山線道路改良事業
通学路交通安全プログラム等の推進 ＜土木課＞	●通学路及び未就学児の通行路において、関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策内容を関係機関と協議し事業を推進します。	・極楽寺・中野線の道路整備 ・路肩カラー舗装事業
橋梁等の点検の推進 ＜土木課＞	●法令点検に基づき、5年ごとに橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路施設について、点検を行い、適正な管理に努めます。	・橋梁点検、トンネル点検 ・道路付属物の点検、路面性状調査
道路施設の長寿命化修繕計画の推進 ＜総務課、土木課＞	●ライフサイクルコスト※47の縮減を図るため、予防保全の考え方を導入し、道路施設の長寿命化修繕計画を推進します。	・橋梁長寿命化修繕計画 ・トンネル長寿命化修繕計画 ・道路舗装長寿命化修繕計画
道路の維持管理の推進 ＜土木課＞	●市民との協働による道普請を推進し、自治会等に道路除草委託をすることにより、道路管理体制を維持します。	・道普請事業の拡大 ・道路除草業務の委託
災害時輸送路の確保 ＜土木課＞	●緊急輸送道路の整備や孤立集落対策、橋梁の耐震補強を行うことにより、災害時の輸送路の確保に努めます。	・橋梁長寿命化修繕事業(耐震補強)

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
市道整備率(累計) (幅員4m以上かつ側溝改良済市道延長/市道実延長)	59.7%	60.7%	61.7%
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕箇所数(累計)	11箇所	16箇所	21箇所
橋梁の耐震化箇所数(累計)	3箇所	4箇所	5箇所

※47 ライフサイクルコスト…構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたるまでの費用のこと。

施策 35 広域交通網の整備促進



基本方針

広域幹線道路について、市民ニーズを踏まえた整備や管理が行われるよう、国や県等の関係機関に整備を促します。また、東海環状自動車道(西回りルート)の早期の整備実現に向けた働きかけを強化します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
主要な幹線道路の整備促進 <土木課>	●市内の主要な幹線道路の整備を促進します。	・岐阜美濃線の4車線化と山崎大橋整備事業 ・美濃洞戸線の歩道整備事業 ・上野関線の道路整備事業等
自動車道の整備促進 <都市整備課>	●産業及び観光の活性化を図るため、広域交通に関する自動車道の整備を促進します。	・東海環状自動車道(西回りルート)整備事業
国・県道管理者への要望活動の実施 <土木課>	●期成同盟会による要望活動により、道路整備を促進します。	・洞戸川辺間主要地方道改良整備期成同盟会 ・県道上野関線改良整備期成同盟会 ・中濃・各務原・尾張北部期成同盟会等

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
県道上野関線の整備率(累計) (改良区間/全体)	56.4%	72.5%	72.5%
東海環状自動車道の整備率(累計) (開通区間/全体)	72%	88%	100%

※実績値・目標値は、国・県の指標による

施策 36 公共交通の充実



基本方針

自動車に乗れなくなっても、いつでも誰もが安心して利用できる公共交通網の構築と市民ニーズにあった公共交通の運用を実施します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
市による公共交通の運行 <総合政策課>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の各種公共交通機関において、市民のニーズを把握し、ニーズにあった運行の実施を目指します。 ●公共交通の担い手不足を視野に入れ、自家用有償旅客運送※48への切り替えに関する調査研究、検討を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り合わせタクシー「のり愛くん」の運行 ・自主運行バスの運行 ・公共交通会議の開催
民間事業者による公共交通の運行 <総合政策課>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が真に必要とする路線については、自主運行も視野に入れながら、路線の維持・確保を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長良川鉄道の運行支援 ・バス事業者への支援

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
市外との公共交通の充実(新たな路線の確保)	4路線	5路線	5路線

※48 自家用有償旅客運送…バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村や NPO 法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。

施策 37 市街地整備、土地活用の推進



基本方針

広域交通の結節点である美濃インターチェンジ周辺を中心にした南部地区を交流産業の立地地区として商業・サービス業の集積を図るとともに、その周辺地区は安全で安心して生活ができる居住環境の整備を進め、活力ある新市街地の形成を図ります。

施策の方向

取組	内容	主な事業
都市計画用途地域、都市計画道路の見直し ＜都市整備課＞	●自然と歴史を活かした豊かなまちを目指し、適正かつ合理的な土地利用を推進します。	・都市計画用途地域、都市計画道路の見直し
都市計画マスタープランの見直し ＜都市整備課＞	●土地利用をはじめ、道路、公園、町並み、景観等の都市づくりの基本方針となる「都市計画マスタープラン」に基づき、快適な都市環境の整備を推進します。	・都市計画マスタープランの見直し
土地区画整理事業の促進 ＜都市整備課＞	●安全で安心して生活できる居住環境の整備、活力ある新市街地の形成を図るために、現在、進めている2地区(吉川地区、生櫛地区)については、継続して事業の促進を図ります。また、設立が予定されている2地区(大矢田・極楽寺地区、松森東地区)については、支援していきます。	・吉川土地区画整理事業 ・生櫛土地区画整理事業 ・大矢田・極楽寺土地区画整理事業 ・松森東土地区画整理事業
地籍調査の実施 ＜都市整備課＞	●国土調査の実施の促進を図るため、第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年度(2020年度)～令和11年度(2029年度))に基づき地籍調査事業を実施します。	・第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査事業

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
土地区画整理事業着手件数(累計) (令和2(2020)年度現在の土地区画整理組合の設立数 +今後の設立数の見込み)	2地区	4地区	4地区
生櫛土地区画整理事業の実施面積(累計) (全体面積 6.24ha)	1.16ha	6.24ha	6.24ha
地籍調査事業の実施面積(累計)	0.4 K㎡	4K㎡	9.09 K㎡

施策 38 良好な居住環境の整備



基本方針

誰もが安全で安心できる良好な居住環境を確保できるよう、空き家数の抑制と既存住宅の耐震化を推進するとともに、公営住宅の適正な確保と維持管理を実施します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
管理不全空き家等の 除却推進 ＜都市整備課＞	● 空き家が放置される状況を改善するため、市民、自治会の協力を得ながら、空き家の除却を支援します。また、管理不全空き家 ^{※49} 等については、所有者を特定したうえで、行政指導を実施します。空き家は危険性に応じ、特定空き家 ^{※50} として認定することで、より強固な行政指導を実施します。	・ 空家等除却支援事業 ・ 空家等対策協議会の運営
空き家の利活用の推 進 ＜都市整備課＞	● 空き家対策と移住・定住対策を兼ねた施策として、空き家バンクの運営や移住者を対象とした空き家改修を支援します。	・ 移住・定住促進総合支援事業 ・ 美濃市らしい住まいづくり改修補助事業
住宅耐震化の推進 ＜都市整備課＞	● 地震災害による被害を軽減するために、住宅の耐震診断を進め、耐震改修の促進を図ります。	・ 木造住宅耐震診断事業 ・ 建築物耐震化事業費補助金交付事業 ・ ブロック塀等撤去費補助事業
公営住宅の適正な維 持管理 ＜都市整備課＞	● 住宅困窮者のセーフティネットとして、公営住宅の適正な住戸の確保と維持管理を実施します。	・ 公営住宅維持管理事業 ・ 公営住宅長寿命化計画の実施

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
空き家バンクの登録件数(累計) (市の空き家バンクの登録件数)	98 件	150 件	200 件
住宅耐震化率 (耐震性がある住宅÷全体戸数×100)	69.7%	82.4%	95.0%

※49 管理不全空き家…空き家のなかでも、人の生命・身体・財産・周辺の生活環境に害を及ぼしている(または及ぼすおそれのある)空き家のこと。

※50 特定空き家…空き家のうち、次の状態にあるもので市が認定したもの。①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

施策 39 景観・公園等の整備



基本方針

良好な自然景観を保全・形成していくとともに、本市特有の歴史・伝統・文化を活かした魅力あるまちづくりを推進します。また、子どもから高齢者まで誰もが憩いの場として安全・安心かつ快適に利用することのできる公園・緑地の整備を推進します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
街なみ環境の整備 ＜都市整備課＞	● 歴史的・文化的価値の高い資産及びその周辺の市街地が一体となって形成される良好な市街地環境の維持向上を図るため、旧牧谷街道や美濃市駅周辺等の整備を推進します。	・ 歴史的風致維持向上計画の実施 ・ 街なみ環境整備事業
歴史的風致の保全・創出 ＜都市整備課＞	● 本市固有の歴史的風致について、関連する施設等の整備・保全を推進します。	・ 歴史的風致維持向上計画の実施 ・ 歴史的風致形成建造物の修理・修景
重要伝統的建造物群保存地区内の屋外広告物条例に基づく規制 ＜人づくり文化課、都市整備課＞	● 良好な景観を形成するため、重要伝統的建造物群保存地区独自の屋外広告物ガイドラインを策定し、伝統的建造物群保存地区の歴史、文化的景観を保全します。	・ 重要伝統的建造物群保存地区内における屋外広告物ガイドラインの策定
自然や歴史を活かした景観の保全・創出 ＜都市整備課＞	● 市内の自然、歴史文化、文化的景観の保全に努め、本市らしい景観の創出を図ります。 ● 良好な景観形成が望まれる地区を景観計画重点地域 ^{※51} に指定し、景観の保全を図ります。	・ 景観計画に基づく色彩の規制、指導 ・ 景観計画重点区域の指定 ・ 景観重要建造物・樹木の指定
屋外広告物の規制・管理 ＜都市整備課＞	● 違反広告物の抑制、管理の徹底、指導を実施します。	・ 屋外広告物条例に基づく管理、指導
誰もが安全・安心に利用できる公園・緑地整備 ＜都市整備課＞	● 少子高齢化に対応したバリアフリー化を図るとともに、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが安全・安心に利用できる公園・緑地の整備を推進します。 ● 公園施設を安全・安心に利用できるよう、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に改修・更新を実施します。	・ 都市公園修繕事業 ・ 都市公園整備事業 ・ 都市公園安全安心対策事業

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
歴史的風致形成建造物の修理・修景の実施件数(累計)	1件	2件	5件
景観計画重点区域の指定区域数(累計)	0区域	1区域	2区域

※51 景観計画重点地域…特徴ある景観を有しており、良好な景観の形成が望まれる地区。美濃市では、「川湊地区」「美濃インター地区」「曾代地区」「蕨生地区」の4地区が指定されている。

施策 40 環境保全の推進



基本方針

家庭・地域・事業所が協力して本市の豊かな川や森、山を未来に残せるよう自然との共生によるまちづくりを目指します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
環境保全の公害の監視 ＜市民生活課＞	● 公害を発生させる事業所の立入や、監視・指導を行い、届出の受付時に適切な指導を実施します。	・公害監視・指導の実施
環境教育への取組 ＜市民生活課＞	● 環境全般に関する講座の開催等、市民に対して学習機会を提供することで環境教育を推進します。	・地域や学校への出前講座の開催
生物多様性の取組 ＜市民生活課＞	● 外来生物※52を適切に駆除するとともに、絶滅危惧種のウシモツゴの保護を行い、生物多様性の保全を促進します。	・「オオキンケイギク」の駆除運動の実施
生活環境への取組 ＜市民生活課＞	● 空地の放置による雑草の繁茂や不快害虫の発生、犬猫の糞害等、生活環境の悪化に対し、地域等との連携により対策を講じます。	・環境悪化に関する改善通知や指導の実施 ・クリーン・ザ・美濃の実施
廃棄物不法投棄の抑制 ＜市民生活課＞	● 県、警察等と連携し、不法投棄の抑制に努めるとともに、利用者へのマナー啓発を実施します。	・河川管理者・自治会と管理方法の協議 ・利用者へのマナー啓発 ・不法投棄監視パトロールの実施

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
河川利用者による廃棄された放置ゴミの減量化率 (夏季6～9月の合計) ※10年間に50%の減量を目指す (策定時実績値:2.5t)	—	25%	50%

※52 外来生物…国外由来の外来種のみを指す。これと似た用語で「外来種」があるが、こちらは国内・国外由来を問わず、本来の生息地域とは違う地域に生息している生物を指す。

施策 41 循環型社会づくりの推進



基本方針

市民とともに、3R(リデュース・リユース・リサイクル)意識の高揚を図り、ごみの発生抑制と循環型社会の構築に努めます。

施策の方向

取組	内容	主な事業
廃棄物減量の推進 <市民生活課>	●生ごみを堆肥に変えることで廃棄物の減量ができるダンボールコンポストの普及により、廃棄物の減量を推進します。	・ダンボールコンポスト講習会の開催
リサイクルの推進 <市民生活課>	●リサイクルを推進することにより、循環型社会の構築に努めます。	・リサイクルへの周知・啓発
クリーンプラザ中濃の将来的な維持 <市民生活課>	●美濃市、関市から排出された一般廃棄物の中間処理を行うクリーンプラザ中濃の維持に向けた支援を実施します。	・中濃地域広域行政事務組合の運営管理

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
ごみの減量化率 ※10 年間に 10%の減量を目指す (策定時実績値:3,775t) (可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの減量化率)	—	5%	10%
リサイクル(再生利用)量の増加率 ※10 年間に 10%の増加を目指す (策定時実績値:192t) (ペットボトル・食品トレイ・空き缶・ガラスびんのリサイクル(再生利用)量の増加率)	—	5%	10%

施策 42 治山・治水対策の推進



基本方針

自然災害の被害防止や軽減に向け、治山・治水・砂防事業の強化等、基盤整備防災対策を推進します。また、自然環境や生態系の保全・景観等への配慮を行うとともに、河川の水質浄化機能や森林の水源かん養機能等、自然が持つ多面的な機能の保全・活用に努めます。

施策の方向

取組	内容	主な事業
基盤整備防災対策の促進 <産業課・土木課>	● 治山・砂防・急傾斜対策事業を促進します。	・ 治山事業 ・ 砂防事業(神明洞谷等) ・ 急傾斜地崩壊対策事業(下須原・横越等)
長良川中上流域における治水対策の促進 <土木課>	● 長良川の中上流域における治水対策を促進します。	・ 長良川遊水地計画(横越) ・ 長良川・板取川の治水対策(護岸整備、浚渫等) ・ 中小河川の整備(余取川、渡来川等)
ソフト対策(ハザードマップの配布、防災訓練)の実施 <総務課、土木課>	● 各種ハザードマップの配布や防災訓練を通じ、危険箇所に関する周知や速やかな避難態勢の構築を図ります。	・ ハザードマップの周知 ・ 防災訓練等の実施

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
予防治山事業箇所数(累計)	71 箇所	72 箇所	73 箇所

※実績値・目標値は、県の指標による

施策 43 地域コミュニティ、市民団体の活動促進



基本方針

市民一人ひとりがよりよい「まちづくりの担い手」として、さまざまな分野で活躍できる仕組みや地域におけるコミュニティ活動を活性化させるとともに、地域ふれあいセンター及び生涯学習センターが持つ地域活動拠点施設としての機能充実を推進します。

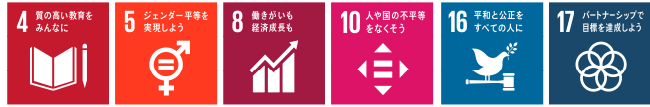
施策の方向

取組	内容	主な事業
地域づくり活動の活性化 ＜総合政策課、土木課、産業課＞	●地域の課題を、地域住民や地域の協働により、自ら解決できる仕組みを構築するとともに、その活動を支援します。	・地域の絆づくり事業 ・道普請事業
自治会への支援と連携 ＜総務課＞	●地域における防災、福祉、環境整備等、地域生活における重要な役割を担う基礎組織である自治会と連携し、活動を支援します。	・自治会活動支援 ・自治会活動保険 ・地域行事への支援
地区公民館活動(生涯学習活動)の充実 ＜人づくり文化課＞	●地域住民の教養の向上や健康の増進等を図るとともに、地域で子どもを育てることを目的に、地区公民館での各種活動を支援します。	・地区公民館事業 ・子育てのびのび夢事業
活動拠点の整備 ＜総務課、総合政策課＞	●地区集会施設の活性化を図るため、地域住民による管理を促進します。 ●地域のさまざまな活動の拠点となる地域ふれあいセンターの整備を実施します。 ●市民活動の担い手育成や活動グループ間の交流・相互協力を支援するための拠点機能(市民活動支援センター)の整備を推進します。	・地区集会施設の増改築等整備支援 ・地域ふれあいセンターの管理・運営 ・市民活動支援センター整備事業
新たな人材リストの作成・活用 ＜総合政策課、人づくり文化課＞	●専門知識や生活に密着した知識・技術を有している人材を発掘し、人材バンクを作成することにより、生涯学習活動等に活用します。	・人材バンクの作成・活用

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
地域ふれあいセンター利用団体数(年間) (地域ふれあいセンターを利用し、継続的な活動を行っている団体数)	37 団体	37 団体	37 団体

施策 44 男女共同参画の推進



基本方針

男女を問わず誰もが活躍でき、互いを尊重し合うことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
市の委員会、審議会への女性委員の登用	●市の委員会、審議会における女性委員の登用を積極的に推進します。	・女性委員の登用
男女共同参画啓発事業の実施 ＜総合政策課＞	●男女共同参画事業を推進する市民団体と連携した各種啓発事業を実施します。	・市民フォーラム実行委員会等市民団体と連携した男女共同参画事業
女性、外国人等、多様な人材の活躍促進 【再掲】 ＜産業課、福祉子ども課、高齢福祉保険課＞	●高齢者や障がい者、女性、外国人等、多様な人材が活躍できる環境づくりのための情報提供を実施します。	・求人情報の提供 ・ハローワーク巡回相談
LGBT ^{※53} に配慮した行政サービスの実施 ＜総務課＞	●行政手続きに必要な証明書や申請書の性別欄の廃止等、LGBTに配慮した行政サービスのために必要な事務見直しを実施します。	・行政事務諸様式の見直し

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
市の委員会、審議会における女性委員の割合	26.4%	35%	50%
男女共同参画事業の実施数(年間) (男女共同参画の啓発を目的として実施する事業の数)	4件	8件	8件

※53 LGBT…レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(心の性と体の性との不一致)の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、セクシャルマイノリティ(性的少数者)を表す言葉の一つ。

施策 45 多文化共生・国際交流の推進



基本方針

国籍の異なる市民が、他の市民とともに安全に安心して暮らすことのできる環境の整備を推進するとともに、友好協定締結都市との交流を維持します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
多文化共生※54の推進 ＜総合政策課＞	●市民が多文化共生について、学ぶ場を創出するとともに、市内在住の外国人が地域に溶け込み、共に暮らし続けるために、交流機会の充実を図ります。	・多文化共生を学ぶ場の創出 ・市内在住の外国人との交流会の実施
多言語化の充実 ＜総合政策課＞	●市が発信するさまざまな情報を複数の言語で作成し、本市に住む外国出身者への情報伝達を実施します。	・広報、発信情報の多言語化
友好協定締結都市との交流 ＜総合政策課＞	●友好協定を結ぶ3都市(韓国・原州市、台湾・高雄市美濃区、イタリア・アマルフィ市)との交流を行い、友好関係を継続します。	・友好協定締結都市との交流事業

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
市民が多文化共生を学ぶ学習機会数(年間)	0回	1回	2回
市内在住の外国人との交流会の実施回数(年間)	0回	1回	2回

第3章
基本目標

4

※54 多文化共生…国籍や民族等の異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

政策 8 みんなでつくる安全・安心なまちづくり【防災・防犯】

施策 46 消防、救急救命体制の整備



基本方針

消防団の活動環境の整備のため、消防団協力事業所表示制度の周知及び消防資機材等の充実を図るとともに、関係組織等との連携強化や職員等の資質向上に努めます。また、救急要請に迅速に対応するための救急救命体制の充実を図ります。さらに、市民への各種訓練や講習会を開催し、知識・技術の普及に努めます。

施策の方向

取組	内容	主な事業
消防団員の確保・資質向上 ＜総務課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団員の確保に向けて、活動環境の整備を実施します。 ●消防団員の資質向上に資する教育研修の受講を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団協力事業所表示制度 ・消防活動の環境整備 ・消防団員教育研修事業
消防・救急体制の強化 ＜総務課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●中濃消防組合や医療機関と連携し、救急救命体制の充実を図ります。 ●市民に対し、救急救命に関する知識を普及するための講習会等を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命法、AED講習の実施
消防施設・資機材の充実 ＜総務課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●消防施設(車庫・詰所)の定期的な更新、消防資機材の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設の維持管理

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
消防団員が勤務する事業所(市内)のうち消防団協力事業所(市内)の割合(年間) (策定時実績値: 27 事業所) (消防団協力事業所数(市内)÷市内消防団員が勤務する事業所数(市内)×100)	20%	60%	100%
自主防災訓練時の救急救命講習会の実施回数(年間)	4回	10回	20回

施策 47 防災、災害時対策の推進



基本方針

災害に対して、市や消防署等による「公助」、市民同士の助け合いによる「共助」、市民一人ひとりが災害に備える「自助」という3つの視点から、市と市民、関係機関が相互に協力し、被害を最小限に抑える防災・減災対策を推進します。また、「国土強靱化計画」や「BCP(事業継続計画)」により、災害等の緊急時への総合的な備えを講じます。

施策の方向

取組	内容	主な事業
非常通信体制及び情報伝達体制の確保 ＜総務課、総合政策課＞	●災害時、市民へ確実に避難情報等を届けることができるよう、機器の点検や更新、情報伝達体制を整備します。	・防災行政無線(防災ラジオ)、美濃市防災・あんしんメール、美濃市防災情報アプリの活用 ・J-ALERT の活用 ・同報無線のデジタル化
地域防災体制の整備 ＜総務課＞	●災害時、共助の要となる自主防災組織による防災訓練等の活動が活発になるよう、支援します。 ●防災に関する情報提供や啓発を行い、市民の防災用品の備蓄やハザードマップ等を活用した危険箇所の確認等を促進します。	・自主防災組織活動支援補助(訓練・資機材整備への補助) ・ハザードマップの活用
危機管理体制の整備 ＜総務課＞	●大規模災害発生時において行政機能が維持できるよう危機管理体制を整備します。	・職員の動員体制の見直し ・マニュアル等に基づく防災訓練の実施 ・防災資機材の整備
避難行動要支援者への支援【再掲】 ＜福祉子ども課、高齢福祉保険課、総務課＞	●地域における避難行動要支援者への支援体制づくりを促進します。	・避難行動要支援者対策

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
自主防災訓練を実施する自主防災組織の数(年間)	21 組織	66 組織	66 組織
美濃市防災・あんしんメール登録件数(累計)	4,400 件	6,000 件	8,000 件

施策 48 防犯対策・交通事故防止対策の推進



基本方針

関係機関等との連携を密にし、地域防犯体制及び犯罪被害者支援体制の強化を図るとともに、犯罪に関する情報収集と情報提供を速やかに行い、防犯意識の高揚と犯罪の未然防止に努めます。また、交通安全施設の設置及び適切な維持管理を行うとともに、市民の交通安全意識の高揚と交通ルールの定着、交通マナーの向上に努めます。

施策の方向

取組	内容	主な事業
各種団体等と連携した防犯活動の充実 ＜総務課＞	●防犯に関する呼びかけの実施や、犯罪の事例や発生状況、対応方法や相談窓口の情報提供等、市民の防犯意識を高めるための取組を推進します。	・各種団体等による防犯パトロールの実施 ・情報提供及び啓発
情報連絡体制の強化 ＜総務課＞	●警察との連絡体制の強化により、犯罪の前兆事案の発生情報等を市民へ速やかに提供し、防犯意識の啓発と、犯罪の未然防止の取組を推進します。	・防災行政無線、美濃市防災・あんしんメールの活用 ・子どもの保護者へのメールの活用
通学路灯、防犯灯の設置による夜間の防犯対策の強化 ＜総務課＞	●市による通学路灯の設置及び管理を継続するとともに、自治会による防犯灯の設置を支援し、夜間の防犯対策の環境整備を推進します。	・通学路灯の設置、防犯灯の設置支援 ・自治会への防犯灯の電気料補助
消費者相談窓口の充実 ＜産業課＞	●消費に関するさまざまなトラブルの未然防止やトラブルの相談に対処し、消費者の権利(知る、選ぶ、安全である、要求する)を守ります。	・消費相談窓口の充実 ・消費者の学習機会の提供 ・消費者への情報提供
交通安全意識の普及 ＜市民生活課＞	●街頭指導を実施し、市民の交通安全意識の向上を促進します。 ●「ながらスマホ」の防止等に向けて、交通ルールやマナーに関する指導・啓発を推進します。	・交通安全運動期間、市交通安全日(毎月1日、15日)の街頭指導の実施 ・「ながらスマホ」の指導・啓発
交通安全施設の整備 ＜土木課、市民生活課＞	●交通安全対策のため、歩道、区画線の設置や交通安全施設の整備及び維持管理を推進します。	・歩道・自転車道の設置・道路標識・カーブミラー等の交通安全施設整備事業

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
消費者講習会等学習会の参加者数(年間)	312人	400人	500人
交通安全教室の参加者数(年間)	1,331人	1,400人	1,500人

計画全体の推進

政策 9 市民に信頼されるまちづくり【行財政】

施策 49 移住定住・シティプロモーションの推進



基本方針

まちの魅力を高め、美濃市へ新しい人の流れをつくり、移り住みたくなる人や美濃市に関わりを持って活動を行う人を増やすための取組を推進します。また、市内外に向けたシティプロモーションを行い、市民の郷土への愛着と誇りを育みます。

施策の方向

取組	内容	主な事業
移住希望者に対する総合的な相談体制の整備 ＜都市整備課、総合政策課＞	●市外からの転入を総合的に支援するワンストップ窓口を整備し、情報発信と相談支援体制の強化を図り、移住・定住を促進します。	・移住・定住促進総合支援事業 ・移住・定住プロモーション事業 ・移住促進住宅の運営
空き家の利活用の推進【再掲】 ＜都市整備課＞	●空き家対策と移住・定住対策を兼ねた施策として、空き家バンクの運営や移住者を対象とした空き家改修を支援します。	・移住・定住促進総合支援事業 ・美濃市らしい住まいづくり改修費補助事業
シティプロモーションの実施 ＜総合政策課＞	●郷土への愛着と誇りを醸成するため、市内外に向けたシティプロモーション活動を実施します。 ●関係人口※55を増やすための取組を実施します。	・シティプロモーション事業 ・関係人口増大のための広報事業

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
移住・定住した人数(年間) (市の支援により移住・定住した人数)	17 人	34 人	51 人
空き家バンクの登録件数(累計)【再掲】 (市の空き家バンクの登録件数)	98 件	150 件	200 件
大都市圏でのシティプロモーションの実施回数(年間)	0回	1回	2回

※55 関係人口…移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

施策 50 行政サービスの利便性向上と広報の推進



基本方針

市民にわかりやすい行政運営の仕組みに基づいた開かれた行政の推進と、効率的で利便性の高い行政サービスが提供できる体制を構築します。また、多様な媒体を活用し、市民が必要とする情報や市民に伝えたい情報を迅速かつ確実に発信できる体制を構築します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
多チャンネルによる 広報広聴活動の充実 ＜総合政策課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●紙、テレビ、SNS等多彩な手段による広報活動を実施します。 ●面談による広聴活動のほか、手紙やEメール、SNS等市民のニーズに合わせた多種多様な方法によって市に対し、意見、政策提言を述べるができる環境を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、テレビ放送による広報活動 ・報道機関への情報提供・手紙、Eメールによる広聴活動 ・SNSの活用
行政事務の電子化推進 ＜総合政策課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●市民生活に関わる行政事務をシステム化することで、事務の効率化と市民の利便性向上を図ります。 ●情報セキュリティ対策と個人情報保護対策を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事務のシステム化 ・市ホームページの適正運用
情報公開・個人情報保護制度の適正実施 ＜総務課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●情報公開制度、個人情報保護制度を条例に基づき適正に実施し、市が保有する情報資産の活用と保護を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度、個人情報保護制度の実施 ・行政不服審査制度の実施
LGBTに配慮した行政サービスの実施 【再掲】 ＜総務課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●各種手続きに必要な証明書や申請書の性別欄の廃止等、LGBTに配慮した行政サービスのために必要な事務見直しの実施を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事務諸様式の見直し

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
市への政策提言の受付件数(年間)	0件	10件	20件
市民生活に必要な情報の発信割合	100%	100%	100%

施策 51 産官学連携の推進



基本方針

自治体を越えて対処すべき課題を、産(事業者)、官(関係自治体)、学(大学等高等教育機関)と連携して適切に対応できる体制を構築します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
持続可能なまちづくりのための官民連携の推進 ＜総合政策課＞	●市が進めるさまざまな事業や課題の解決にあたり、民間事業者の専門知識や技術、資金の活用を推進します。	・民間事業者や金融機関との連携事業
大学等連携による各種施策の推進 ＜総合政策課＞	●県立森林文化アカデミー等の市内にある教育機関や県内の大学等の「知」を活用し、市が取り組むさまざまな課題解決や充実を推進します。	・連携協定締結大学との各種連携事業
広域自治体連携による各種施策の推進 ＜総合政策課＞	●美濃市単独では解決が困難な広域的な課題に対応するため、他自治体との連携を強化します。	・広域連携協議体による事業の推進 ・長良川流域観光の推進 ・歴史まちづくり自治体との連携
広域連携による事務の効率化の推進 ＜総合政策課＞	●自治体情報システムの標準化を他自治体とともに推進し、事務の効率化を実施します。	・情報システム標準化の推進
中濃地域広域行政事務組合、中濃消防組合による広域行政の実施 ＜総務課、総合政策課＞	●中濃地域広域行政事務組合、中濃消防組合による広域行政業務を連携して適正に実施します。	・中濃地域広域行政事務組合の運営 ・中濃消防組合の運営

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
産官学連携協定に基づき新たに実施した共同事業数(累計) (事業所、大学、他自治体等との連携協定に基づき新たに実施した共同事業数)	1事業	5事業	10事業

施策 52 持続可能な行財政運営



基本方針

多様化するさまざまな市民ニーズや行政課題に的確に対応するため、自主財源の積極的な確保に努めるとともに、財源の効果的かつ重点的な配分に取り組みながら、持続可能で健全な財政運営を推進します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
行政評価の実施と予算管理による健全な財政運営の堅持 ＜総務課＞	<ul style="list-style-type: none"> ●行政評価・事務事業評価を実施し、事業の効果検証とその結果を踏まえた適切な施策・事業の見直しを実施します。 ●財源の効果的かつ重点的な配分による予算編成を実施します。 	・行政評価・事務事業評価の実施
財政状況の公表 ＜総務課＞	●健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の公表、予算の公表、決算状況(経常収支比率、公債費負担比率、統一的な基準による財務書類等)の公表を実施し、財政の透明性を高めます。	・財政事情の公表 ・財政状況の見える化
市税の適正賦課と収納の確保 ＜税務課＞	●市税の適正賦課と収納体制の強化により、適正徴収と収納率の向上を図ります。	・市税の適正賦課・徴収 ・コンビニ収納等多様な納税方法の充実強化
新たな財源の確保 ＜総務課、総合政策課＞	●ふるさと納税、受益者負担の見直し、使用料の見直し、広告による収入、ネーミングライツ ^{※56} の実施、未利用の市有財産の処分等により、新たな財源の確保を推進します。	・ふるさと納税の実施 ・広告掲載による収入 ・ネーミングライツの実施 ・市有地の払い下げ、賃貸借による活用

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
実質公債費比率 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率)	9.9%	9.9%	9.8%
市税当該年度分年間収納率 (収入額÷課税額×100)	99.2%	100%	100%

※56 ネーミングライツ…契約により公共施設の名前を付与する権利。権利を取得した企業から対価を得ることで、施設の負担軽減になる。

施策 53 財産管理の推進



基本方針

土地・建物等市有財産の適正な取得・管理・処分に努めるとともに、有効活用を図ります。また、中長期的な視点に立った公共施設の適正管理、適正配置を推進します。

施策の方向

取組	内容	主な事業
市有財産の適正管理 <総務課>	●公共施設等の効果的な改修、更新及び活用策等の検討を踏まえ、長寿命化・再編を含む計画を策定し、適切な運用と維持管理を推進します。	・公共施設等総合管理計画、公共施設個別施設計画に基づく管理・運用 ・固定資産台帳の整備、運用
市有財産の有効活用及び処分 <総務課>	●利用率の低いまたは未利用財産の有効活用、処分を推進し、公共施設の削減を図ります。	・市有地の払下げ、賃貸借による活用
公共施設の有効活用 <総務課>	●利用率や維持コスト等多角的な観点から施設の在り方や機能を検討し、民間資金や運営のノウハウを導入し、公共施設の有効活用を図ります。	・指定管理者制度の活用推進

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和 7 年	令和 12 年
公共施設保有件数 (市が保有する公共施設の件数)	209 件	175 件	163 件

施策 54 職員育成の推進



基本方針

社会状況の変化によるさまざまな課題に対して、適正な職員定員を維持しながら、高度な専門知識と行政経営管理能力をもって、迅速で的確な対応ができる人材の育成を図ります。

施策の方向

取組	内容	主な事業
適正な職員定員管理 <秘書課>	●会計年度任用職員や定年延長を考慮しながら、社会環境や行政需要の変化に柔軟に対応した定員適正化計画の見直し、策定を行います。	・定員適正化計画の見直し・策定
職員研修の体系づくり <秘書課>	●経験年数や役職等の基準で職員を階層に分けて行う「階層別研修」や、各所属等で必要となる専門実務能力等を身につける研修の受講機会を設けます。	・岐阜県市町村研修センターや外部研修機関が実施する研修への参加
職場内研修の充実 <秘書課>	●若手職員を中心に、地方分権時代に対応する能力を身につける企画・立案研修や自己管理能力を高める研修、全職員を対象にした人権等に関する集合研修を実施します。	・自主研修事業

まちづくり指標

成果指標	実績値	目標値	
	策定時	令和7年	令和12年
職員数 (定員適正化計画(H30~R4)の目標職員数179人との差)	-11人	0人	0人
職員によって提案された政策及び事務事業の改善提案の件数(年間) ※各課で3件以上の提案を目指す	0件	50件	50件
職員の研修受講回数(年間) (職員一人あたりの研修の受講回数)	2回	3回	3回